

# 客引き等の対策について

札幌市市民文化局地域振興部

## <目次>

1. 札幌市のこれまでの取組（P 3～P 5）

2. 札幌市の現状（P 6～P 12）

3. 他都市の状況（P 13～P 19）

4. 札幌市の今後の対応（P 20）

# 1. 札幌市のこれまでの取組 ＜繁華街等の環境改善に関するこれまでの取組①＞

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」（通称：ススキノ条例）

問題点

性風俗店等への勧誘

性風俗店等への誘因

卑わいな広告物の掲示

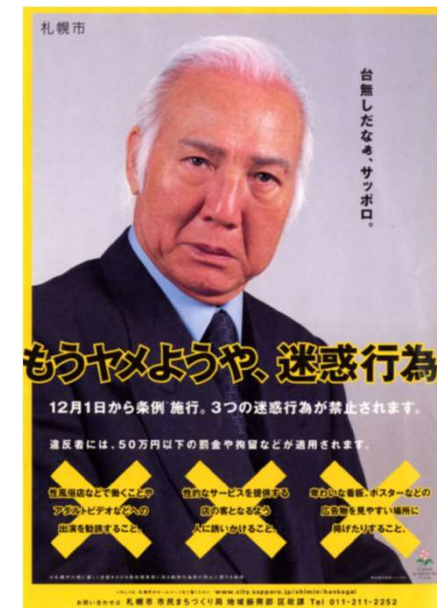
ススキノ条例の制定、施行  
(平成17年10月、12月)

効果

- ・ 性風俗店等への勧誘行為
- ・ 性風俗店等への誘因行為
- ・ 卑わいな広告物の掲示



大きく減少



# 1. 札幌市のこれまでの取組 ＜繁華街等の環境改善に関するこれまでの取組②＞

「クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクト」（平成18年5月～）

主な取組

プランターの設置

安全・安心バナーの掲出

青色防犯灯事業



【プレート&バナー】  
『客引き』『路上駐車』『放置自転車』  
モラル・マナーを守って安全・安心なススキノへ

# 1. 札幌市のこれまでの取組 ＜繁華街等の環境改善に関するこれまでの取組③＞

「クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクト」（平成18年5月～）

主な取組

「薄野おもてなし縁市」における街頭啓発活動

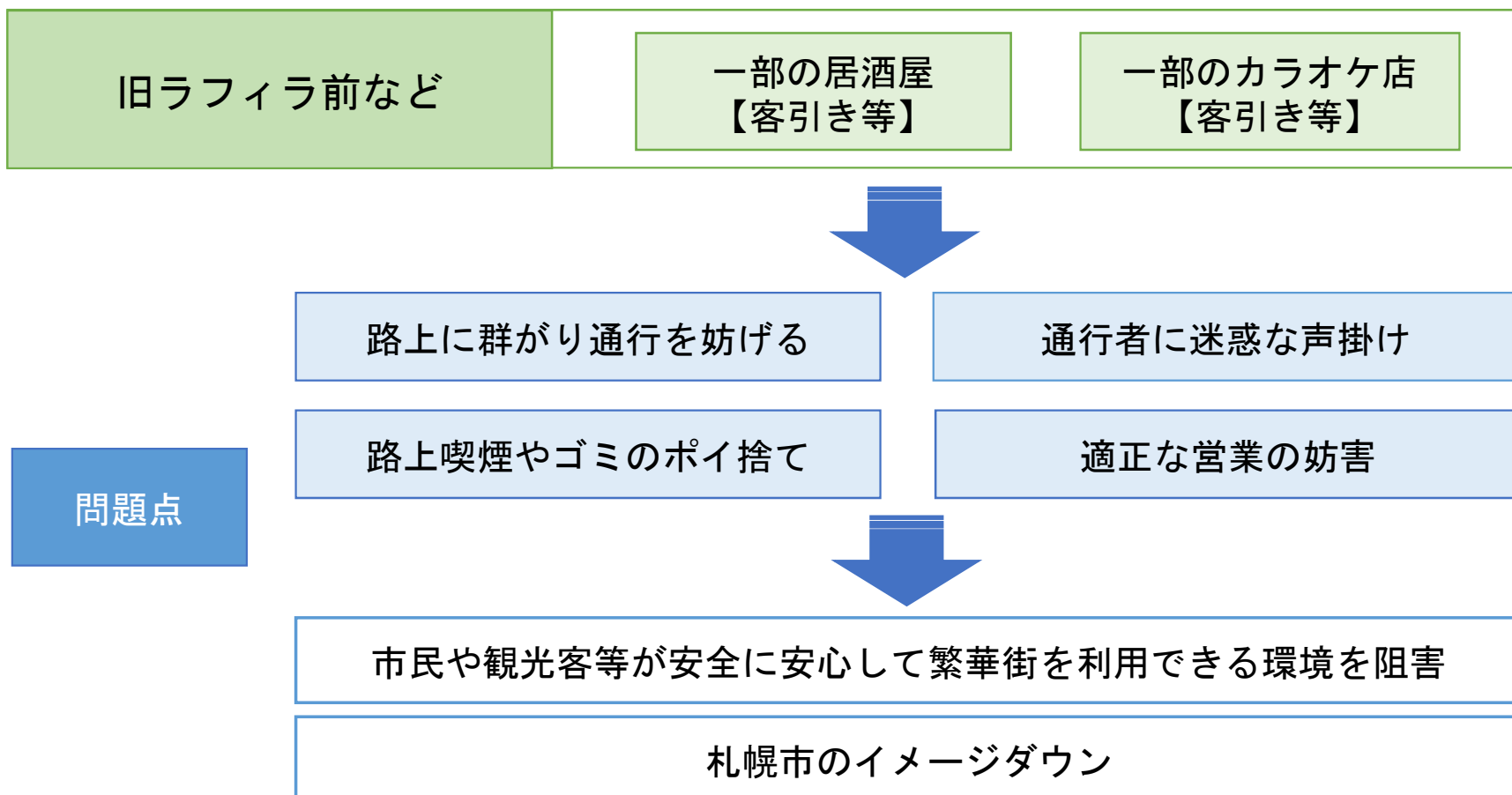
クリーン薄野特別運動街頭啓発パレードへの参加



## 2. 札幌市の現状 ＜用語の定義等＞

客 引 き	通行人等の不特定の人から相手方を特定して、客となるよう誘う行為 ※通行人等を特定せず、不特定の人に対して広く呼び掛ける「呼びかけるように誘わないチラシ等の配布」は客引きには当たらない
執拗な客引き	立ちふさがり、つきまとう等の行為を行う客引き
客 待 ち	客引きを行う目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧 誘	営業における従事者となるように特定の者を誘う行為
勧 誘 待 ち	勧誘を行う目的で、相手方となるべき者を待つ行為
客 引 き 等	客引き、客待ち、勧誘、勧誘待ち
風 営 法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
道 条 例	北海道迷惑防止条例
市 条 例	ススキノ条例

## 2. 札幌市の現状 ＜客引き等の現状と問題点＞



## 2. 札幌市の現状 <現状の法規制の大まかなイメージ①>

客引き

執拗な客引き

	事業者・従業員	フリー
風俗営業	◎ 風 営 法	◎ 道 条 例
性風俗営業		
特定遊興飲食店営業 (スナック、ナイトクラブ等)		
その他の営業 (居酒屋、カラオケ等)	◎ 道 条 例	



## 2. 札幌市の現状 <現状の法規制の大まかなイメージ②>

客引き

執拗でない客引き

	事業者・従業員	フリー
風俗営業	◎ 風 営 法	▲ 道 条 例
性風俗営業		◎ 道 条 例 ・ 市 条 例
特定遊興飲食店営業 (スナック、ナイトクラブ等)		規制なし
その他の営業 (居酒屋、カラオケ等)		規制なし

## 2. 札幌市の現状

### <現状の法規制の大まかなイメージ③>

客待ち

	事業者・従業員	フリー
風俗営業	▲ 風 営 法	▲ 道 条 例
性風俗営業		
特定遊興飲食店営業 (スナック、ナイトクラブ等)		規制なし
その他の営業 (居酒屋、カラオケ等)	規制なし	規制なし

## 2. 札幌市の現状

### ＜現状の法規制の大まかなイメージ④＞

勧誘		事業者・従業員	フリー
	風俗営業	▲ 市 条 例	
	性風俗営業		
	特定遊興飲食店営業 (スナック、ナイトクラブ等)		
	その他の営業 (居酒屋、カラオケ等)	規制なし	規制なし
勧誘待ち	全ての営業	規制なし	規制なし

## 2. 札幌市の現状 ＜ここまでの課題＞

① 規制がない客引き等への対応

② 抑止効果のある取組

新たな対応が必要

### 3. 他政令市の現状 ＜条例の制定状況＞

- ・ 9 政令市で、客引き等を規制する条例が施行  
(性風俗関連の客引きや勧誘を規制する条例を除く)

政 令 市 ( 施 行 時 期 )	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪市 (H26.5)</li><li>・ 神戸市 (H27.4) ※</li><li>・ 京都市 (H27.4)</li><li>・ 川崎市 (H28.4)</li><li>・ 名古屋市 (H30.4)</li><li>・ 仙台市 (H30.12)</li><li>・ 熊本市 (H30.12)</li><li>・ 浜松市 (R1.11)</li><li>・ 静岡市 (R3.1)</li></ul>
----------------------	---

※神戸市は、兵庫県の条例により規制されている

### 3. 他政令市の現状

#### <【参考】市条例（ススキノ条例）の基本的な内容>

規制	対 象	何人も
	範 囲	指定区域内で 【東西】創成川通～西7丁目通 【南北】南7条線～北8条通
	禁止内容	「公共の場所（道路、飲食店等の場所・施設）」で行われる ・性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為を禁止 ・性風俗店等に係る誘因行為を禁止
罰 則	行政刑罰（刑事罰） 【行為者】50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 【行わせた者】100万円以下の罰金 【常習者】6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金	

### 3. 他政令市の現状 <条例の基本的な内容①>

【基本的な規定内容①】

【政令市等のその他の規定例】

規制	対 象	何人も	事業者等（事業者、従業員）のみに限定
	範 囲	指定区域内で	
	禁止内容	「公共の場所（道路、公園等の場所）」 で行われる ・全業種の客引き等を禁止（行為者）	<市（ススキノ）条例> 飲食店等の施設を含む 勧誘、勧誘待ちについて、 性風俗関連の業種に限定 事業者に対して、客引き等 を用いた営業を禁止

### 3. 他政令市の現状 <条例の基本的な内容②>

【基本的な規定内容②】

【政令市等のその他の規定例】

指導等	規制内容に違反した者	是正の指導・勧告・命令を行う
報告		必要な報告を求める
立入調査等		店舗等に立ち入り、必要な調査等を行う
罰則等	命令、報告、立入調査等への拒否等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩序罰（5万円以下の過料）</li> <li>・ 公表（氏名、住所、店舗名、所在地等）</li> <li>・ 土地等の提供者への通知</li> </ul>

勧告・命令のみに限定

秩序罰、公表は全政令市で規定

【参考】  
 違反者への過料を徴収する職員  
 > 8～10名程度  
 (年間 3千万円～5千万円程度)



### 3. 他政令市の現状 <条例の基本的な内容③>

【基本的な規定内容③】

【政令市等のその他の規定例】

責務	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民</li> <li>・ 事業者</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>
	範 囲	市内全域で
	内 容	<市民、事業者> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策に協力するよう努める</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; width: 270px; height: 30px; margin-left: 20px;"></div>

- ・ 商店会等
- ・ 町内会
- ・ 地域団体

客引き行為等を行わないよう努める

### 3. 他政令市の現状 ＜まとめ＞

【客引き等の防止に関する条例とは？】



### 3. 他政令市の現状 ＜条例制定後の効果と課題＞

#### 効果

- ・ 客引き等の人数の減少
  - 政令市により概ね  
3～7割程度の減少
- ・ 地域、警察、行政との連携した取組の増加

#### 課題

- ・ 事業者と雇用契約のない「フリー」の客引きが増加
- ・ 過料を科しても客引き等を繰り返す
- ・ 見つからないように客引き等を行う
- ・ 客引き等をさせた者の立証が困難

## 4. 札幌市の今後の対応予定

取組内容
・ 地元関係者、地元関係団体等との意見交換会
・ 有識者を交えた審議会による検討
・ 市民や繁華街利用客の意識を調査するためのアンケート
・ 客引き等の実態を把握するための調査